

東松山市都市計画税条例の改正概要

【平成29年6月】

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が制定され、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部が改正されたことに伴い、東松山市都市計画税条例が改正されました。

1 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入

地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みを導入しました（地方自治体が課税標準の軽減の程度を法律で定める上限、下限の範囲内において条例で決定できるようにしました。）。

(1) 特定事業所内保育施設の用に供する固定資産

（課税標準の軽減率：2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において条例で定める割合）

※条例で定める割合は、3分の1としました。

【施行日：平成29年6月27日】

(2) 市民緑地の用に供する土地

（課税標準の軽減率：3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において条例で定める割合）

※条例で定める割合は、3分の2としました。

【施行日：平成29年6月15日】